

第百八十三回 参議院内閣委員会会議録第十号

平成二十五年五月三十日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

五月二十八日

辞任

中西 祐介君

補欠選任

橋本 聖子君

五月二十九日

辞任

神本美恵子君

補欠選任

那谷屋正義君

橋本 聖子君

中西 祐介君

五月三十日

辞任

岡崎トミ子君

補欠選任

江田 五月君

藤本 祐司君

伊達 忠一君

池口 修次君

青木 一彦君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

相原久美子君

芝 博一君

福山 哲郎君

岡田 広君

中西 祐介君

池口 修次君

江田 五月君

那谷屋正義君

白 眞勲君

蓮 舫君

青木 一彦君

江島 潔君

山東 昭子君

世耕 弘成君

中曽根弘文君

国務大臣

国 務 大 臣

大臣政務官

国土交通大臣政務官

事務局側

常任委員会専門員

政府参考人

内閣官房PFI法改正法案等準備室長

厚生労働省健康局長

国土交通省水管理・国土保全局水道部長

国土交通省航空局航空ネット

防衛大臣官房審議官

山谷えり子君

谷合 正明君

江口 克彦君

甘利 明君

坂井 学君

五十嵐吉郎君

澁谷 和久君

矢島 鉄也君

岡久 宏史君

篠原 康弘君

吉田 正一君

本日の会議に付した案件

○理事補欠選任の件

○政府参考人の出席要求に関する件

○民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(相原久美子君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日、神本美恵子君が委員を辞任され、その補欠として那谷屋正義君が選任されました。

○委員長(相原久美子君) 理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(相原久美子君) 御異議ないと認めます。

○委員長(相原久美子君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、政府参考人として内閣官房PFI法改正法案等準備室長澁谷和久君外四名の出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(相原久美子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(相原久美子君) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○白眞勲君 おはようございます。民主党の白眞勲でございます。

今日は、このいわゆるPFI法について、まず基本的な部分について少し焦点を当ててみようかなと思います。

今日、私どもがこの質疑をしております民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案、何の意味か一般の人にはびんとこないと思います。

今まで民営化といいますと、言葉は一般に浸透していると思うんですね。例えば、以前ならば日本電信電話、NTT、民営化、あるいは国鉄の民営化というのもあったし、あるいは最近ですと郵政民営化などということで、これは要するに、国の運営していた事業というのを完全に民間に移管することによってサービスの向上を果たし、ひいては国民生活に資するという目的があったんではないかというふうに思います。

じゃ、このPFI法は何だというと、なかなか一般国民には分かりにくい部分があるんではないんだろうかというふうにも思われます。特に地方自治体の皆さんも、まだまだ普及していない部分があるんじゃないんだろうかと、こういうふうにも思えるので、まず甘利大臣にお聞きしたいと思うんですけども、このPFIとは一体いかなるものなのか、分かりやすく御説明願いたいと思います。

○国務大臣(甘利明君) PFI、プライベート・ファイナンス・イニシアチブという余計な分がいろいろありますけれども、要するに何をやるかといえ、従来、公共事業、公共事業というのは役所が事業の設計をしまして、そして、建設会社、建設会社以外もあるかもしれませんが、等はその事業を発注すると、そして、その施設が完成をしたら税金でその費用を払って、それから、維持管理についても役所が税金を使って行うと、これが従来の定番の公共事業であります。

PFI事業でこれをやるとどういうことが起き

るかといえますと、発注する役所の側は、こういう機能でこういうサービスを提供してほしいというものを発注する、これを性能発注と呼んでいるようにありますけれども、こういうことをしてほしいということ発注すると。民間事業者の方は、その依頼を受けて設計から維持管理まで全体に実施するという中で、民間の創意や工夫とかあるいは技術力を発揮して、その結果、低コストで、そしてより魅力的な事業の設計、実施、そして効率的な維持管理を行うことができる。そういうことを通じて、実は公共事業で実施するよりもより低いコストで最適なサービスが提供されると、これを期待するわけであります。

それから、民間事業者が自ら資金調達を行いまして事業に伴う収入をできるだけ確保する工夫を行うことで、民間資金を最大限活用するということが期待をされると。PFI事業にはいろんなステージがありますけれども、ステージが深まるにつれて、本当に民間のお金で、公費がかかわらないで、民間のお金で民間の運営によって公的な事業が取って代わられるということになるかと思えます。

○白眞勲君 甘利大臣、非常にゆっくりと懇切丁寧に御説明くださったような感じはしますけれども、ゆっくりはゆっくりなんですけれども中身についてはよく私もどうなのかなというのはちよつとあるんですが、要は、公の仕事は民間のノウハウを生かしながら効率よく仕事をしてもらおうじゃないかということでしょうございますよね。

○国務大臣〔甘利明君〕 より分かりやすくなりました。

○白眞勲君 これを、要は自治体にどう説明していくのかというのがポイントだと思ふんですけども、この辺りは、政府参考人、いかがでしょうか。

○政府参考人〔澁谷和久君〕 お答えを申し上げます。公共団体が、まだ、PFI法は平成十一年にで

きましたけれども、PFIを一度も実施していない自治体が全国で九割に達しております、まだまだ浸透していないというふうに感じております。

いろんな理由があるようでございますけれども、伺いますと、市長さんが割とその気になってPFIやりたいとおっしゃつても、市の事務の方々が、いや、結構手続が面倒くさいんですよという、そういう話が多いやに聞いています。いろいろ更にそれを聞いて聞いていくと、PFIの事業というのは、やはり大臣が御説明いたしましたように、民間事業者が本来公共がやるべき仕事を一部お任せするということになりまして、そこはPFIをやつた方が公共事業でやるよりもお得なんですという、バリュー・フォー・マネーと言つておりますが、このバリュー・フォー・マネーの計算をして、その上で実施方針を作つてその選定手続をするという、公共事業の発注よりはそこは手続が多少はかきむ形になります。

そうしますと、公共団体が発注する、特に小さな公共団体が小学校の耐震改修のようなちっちゃな事業をPFIでやろうとすると、それはバリュー・フォー・マネーといいますが、PFIでやつた方がお得かもしれないけれども、それは割と僅かなものであつて、事務手続に比べるとかなり煩瑣だと、こういうような意識がかなりあるんじゃないかというふうに出ておりました、ただ、そこは、例えば京都市などは市内の小中学校の耐震改修を全部まとめて包括的にPFIに出したとか、香川県のまんのう町というところは市内の六十幾つの公共施設を全てPFI事業に一括して出して年間数百万の経費節減に寄与している、こういうような成功事例も多々ありますので、全国のそうした成功事例といえますか、うまくやっている事例をなるべく分かりやすい形でまとめ、それを公共団体の方にも周知していくと、こういうことをこれからやっていきたいと思つております。

○白眞勲君 今、澁谷さんおっしゃいましたように、やはり成功体験というのをいかに広めていくのかというのが一つの私はポイントだと思ふんですけども、要は、PFIというのは、初めは大変だけれど後はいい思いしますよということで、それが、いい思いを最初にしたまま後で嫌な思いするよりはいいでしょうということはどう自治体の皆さんに周知させてもらえるかということだと私は思つていてるわけなんです。と同時に、この煩雑な仕事というものをやっぱ役所の皆さんがどういうふうに、何というんでしょね、分かりやすく逆に言ううと皆さんが説明をしていくかというのも一つの大きな課題だというふうに私は思ふんです。

ですから、そういう観点からいうと、ある自治体がPFIを行うことによって成功したという事例、今、京都の話がありましたけれども、もつともつと分かりやすい普遍的な事例を簡単な、まとめて発注とか何かになるとまだ大変ですから、つまり、あの自治体だからとか、あの特殊性があったのだからできたんだということではなくて、どこの自治体にもできるようなことをPFIでやつたら格段に効率化できたという事例を挙げることにしようと思つていくというふうにも思ふんですけども、この辺りは、じゃ、大臣、いかがでございますでしょうか。

○国務大臣〔甘利明君〕 具体的なイメージがあればあるほど発注する側にとっては事業、対象を選定しやすくなると思ひますし、いろいろコスト計算も具体的にできるそのやり方というのが分かつてくると思ひます。極力このPFI手法を使つて、コストもサービスも、コストも削減され、サービスも上がったという例を集計して、地方自治体がこの手法を取りやすくするようにいろいろ取り組んでいきたいと思つています。

○白眞勲君 今大臣がまさにおっしゃいましたようなことを積極的にまず進めていくと、最初から難しいハードルの高いものからやっていくというよりも、そちらの方の方が、もちろんそつちもやつた方がいいんですけども、より分かりやすい

普遍的なテーマについてやつていったらどうなのかというふうにも私は思つておるんですけども。

例えば、そういった観点からすると、下水道事業というのは一つの私はパターンとしていいのではないかと思ふんです。これは、下水道事業、どこの自治体でも絶対行われているわけです。ですから、この担当である国土交通省さん、いらつしやつていますよね、この辺りのPFIの状況についてお話ししたいと思ひます。

○政府参考人〔岡久宏史君〕 お答えをいたします。

下水道事業分野でのPFIの取組状況ということでございますが、現在、東京都、それから横浜市、それから黒部市、大阪市、この四自治体におきまして、下水汚泥の処理過程で発生する消化ガスの活用による発電でありますとか、あつこの下水汚泥の固形燃料化による石炭の代替燃料としての発電利用、そういうものに関するPFI事業を今七件ほど実施をしてございます。民間のノウハウ、資金の活用を進めていると、こういう状況でございます。

○白眞勲君 今国交省からありましたけれども、これは下水道事業のある意味一部の部分を抽出してPFI事業にしているという部分だと私は思ふんです。これ、やはり下水道全体としてのPFI事業というのはこれからやるおつもりはあるのかどうか、あるいは、やるに当たつてどういった課題があるのかどうか。例えば料金の問題も出てくるかと思ひますが、その辺りについてお話の方、聞かせてください。

○政府参考人〔岡久宏史君〕 下水道事業全体についてと、こういうことでございますが、国土交通省では、昨年の十二月から下水道事業における民間活用に関する有識者の検討会というのを実は設置をしてございまして、事業主体である自治体、また民間企業からPFIなどに関する意見聴取をしながら、その活用の在り方について今検討してございます。

この中で、PFI事業の利点につきましては、例えば、自治体からは、やはり事業執行体制の補完になるとか、あと事業の効率化などに寄与する可能性があるなどの期待が寄せられておりますし、また民間企業からは、従来に比べより創意工夫を生かした効率的な事業が実施できる可能性がある、そういう期待が寄せられております。

一方、課題につきましては、自治体から、効果の把握が困難であるとか自治体職員の技術喪失が懸念されるなどの意見をいただいておりますし、民間企業からは、災害時のリスク対応とか、あと施設状況、財務状況の把握が困難であるなどの意見をいただいております。

今後のこの下水道事業におけるPFI導入につきましては、今経済財政諮問会議での御議論もございまして、そういうものを踏まえながら、さらに、官民の適切な役割分担でありますとか、あとリスク分担の在り方、そういうものを含めまして、下水道事業における民間活用に関する有識者検討会の場で事業主体である自治体、また民間企業の御意見も十分にお聞きしながら引き続き検討をいたしまして、それらの結果を踏まえまして、意欲のある自治体のPFI事業への取組につきましては御支援をしていきたいと、そういうふうにご考えているところでございます。

○白眞勲君 まさに私はその部分がポイントだと思っております、是非積極的に、でも、だからといってPFIが全ていいんだということではありませんで、その辺りはより慎重に検討の方をしていただきたいと思うんですけれども。

大臣にお聞きしますけれども、今挙げましたように、下水道事業などを一つの例としまして、自治体の皆様に具体的に、このような事業だったらこのようなアイデアがあり、やってみたらこのような利点がありますみたいな単純明快な例を挙げてPFIの導入を促進させていくことが重要だということふうに思います。要は、隣の自治体がいい思いをしているんだということが分かれれば、自治体の中には後ずさりしている自治体があるならば、

それが少しでも解消できるのではないかという部分だと思っておりますけれども、大臣のお考えはいかがでしょうか。

○国務大臣(甘利明君) 国も地方もこれから直面する大きい課題は、インフラが老朽化をしてきて耐用年数を迎えると、その維持や更新の費用が掛かるわけですね。これを、従来のままだとすると公費でやらなきゃならない、財政が大変な中で、その更新、維持管理等の費用が重なってくると、これは国、地方共通の課題だと思っております。これに対して、PFI手法というのは一筋の光明になると思っております。

その際には、料金を取っている公共事業というのは割となじみやすいですね。上下水道とかそれから高速道路等々は、インフラの中で料金を取っているというのは、コンセッション方式は速攻でできるわけでありまして。そういう具体的に置き換えることができるような例示というのはすぐに提示をできると思っております。そういう事業は地方自治体でも幾つもやっていると思っております。

そういう提示の中で、PFIにもステージがありますから、コンセッションから更にもっと進んでいくやり方もあります。その幾つかのパターンを示して、この中でおたくの自治体で取り組めるものを、この規定を当ててみると幾つか出てくるんじゃないですかということと検討をしていただけるんじゃないかと思っております。

○白眞勲君 今大臣おっしゃいましたように、やっぱり分かりやすく分類、体系化させていくということによって自治体にお示しをしていくということ、私は非常に面白く、必要な部分ではないかというふうに思っております。

これは、参議院の国際・地球環境・食糧問題調査会が今国会で出す予定の調査報告書でも、国内の水インフラ整備の重要性ということを項目の中の提言としてありまして、これは、水道は人間の命を守る上で欠かすことのできない役割を担っており、その根幹部分は公がしっかりと押さえ、最終責任は公が担うことを前提に、官民の適切な役割

分担の在り方や民間企業の優れた技術を活用するための手法などについて検討すべきであると、こういうふうになっているわけなんです。

その意味からも、私は下水道分野におけるPFI事業についてはいろいろなアイデアを出し合って効率よく事業をするべきだと思っておりますが、逆に、この上水道という部分というのはちょっと下水道とはまた違って、少し慎重にしていってべきなところではあるんじゃないだろうか。これ、やはり人の命を守る最低限のインフラです。そこを民間も参入させてやる場合には、よりこの辺の慎重さというものは求められると思いますが、上水道は所管しているのは厚労省ということで、この辺りについてどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○政府参考人(矢島鉄也君) 上水道ですが、水は国民の日常生活に欠かせないものでございまして、水道事業にとっては、安全な水を安定して供給することが最も重要であると認識をしております。厚生労働省では、安全な水の安定供給を前提として、健全な水道事業運営を維持していくために必要な場合、地方公共団体である水道事業者がPFIやコンセッションを含む多様な形態の官民連携を選択できるものと考えておりまして、引き続き各種情報の提供などを行ってまいりたいというふうに考えております。

○白眞勲君 やはり上水道は、今おっしゃいましたように、これは慎重にやはりするということがお答えだというふうに思っております。別に完全にPFIを排除するべきではないけれども、やっぱり最低限のその辺りはしっかりと押さえながらどういうふうな工夫していくかということが課題だというふうに思っているんですけれども。

そういうリスクというものを、逆に言うと、自治体にも私はきちんと説明しなければならぬのではないんだというふうなふうに思っています。既にこのPFIというのは、法律を施行後、事業を動かし始めてからもう約十年以上たつという中ですけれども、うまくいっているところもあるな

らば、結果的に残念な状況になっているところもあるわけなんです。

その残念な結果になったところは、どこで何が問題になったのか、その具体的な理由も含めてお話しいただきたいと思っております。

○政府参考人(澁谷和久君) お答え申し上げます。

これまで全国で四百十八件PFI事業が行われておりますが、当初のPFI事業者による事業の継続が困難となったケースが四件ございます。具体的に申し上げますと、福岡市の運動施設、タラソテラピーという、何かそういう温泉療養施設のようなもの、だそうでございまして。それから、高知の病院、北九州市の港湾施設、名古屋市のこれは港湾管理組合の観光施設、イタリア村と呼ばれていた観光施設でございまして。この四件が事業そのものが継続が困難となった事例でございまして。あともう一件、近江八幡市の病院というののもよく事例に挙げられます。これは発注者側の都合で、何か市長さんが替わられたということがあって、発注者側の都合で契約を解除したというケースのようでございます。

最初の四件についてですが、私もちょっといろいろと当時の契約書などもつぶさに見たりして、報告書なんかも読んだりしたんですけれども、共通して言えることは、事業のリスクというもののリスク管理について、事業者それから行政あるいは金融機関の関係者で事前に十分な合意なりあるいは検討というものがなされていなかったんじゃないかと。例えば福岡市の事例で申しますと、融資をした銀行が、福岡市が税金でファイナンスする部分に見合う分だけを融資しているということにして、そういう意味ではリスクが余り取っていないような状況です。

この民間の金融機関がPFI事業者に対してお金を貸すということで、これは諸外国ではステッブインといいまして、民間の金融機関が、自分の貸した金が焦げ付かないように一生懸命経営状態をチェックして、危なくなる前にいろいろ介入す

るといのが、まさに民間資金を活用するという
ことはそういう利点があるというふう言われて
いるんですけども、最初からリスクを取らない
というふうな形での融資の仕方というものの、こ
れはいわゆるプロジェクトファイナンスという意
味で、真の意味でのプロジェクトファイナンスと
呼ばないんではないかというふうな報告書もある
わけでございます。

今後、諮問会議なり成長戦略を踏まえまして、
なるべく税財源に頼らないPFI事業を推進して
いくという上では、リスク管理の必要性がより一
層重要になるというふう考えておまして、関
係者がリスク管理に関する事前の検討を十分行
うこと、行政によるモニタリングを徹底すること、
これは実は既にリスク管理のガイドライン、モニ
タリングのガイドラインというものを発出して
いるわけですけども、これを更に徹底していき
たいというふう考えております。

○白眞勲君 今御指摘のあった四件、今挙げられ
た四件というのはもう完全に手を上げちゃった、
いわゆる破綻したということですけども、今
おっしゃいました四百十八件の中には、当初の目
的を達成せずにあつたぶしながらやっている
例もあるかもしれない。ですから、その辺りに
ついてはどういうふう把握されているのでしょ
うか。

○政府参考人(澁谷和久君) 福岡市の報告書が非
常に象徴的なんですけども、福岡市の最初の破
綻した、事業が困難になった事例は、一部税金が
入っていますけれども、まさに利用者の料金収入
で資金を回収するという計画であつたわけ
です。

福岡市議会でも、そのPFI事業についてこれ
からもやっていくのかというふうな議論があ
つた中で、福岡市の担当者が、これからのPFI
事業は一〇〇％税金でファイナンスする、いわ
ゆる延べ払い型なので破綻の心配はございませ
んという答弁をされているんです。ちよつとこ
れは違うんじゃないかなという感じを持ってい
まして、確かに、一〇〇％税金でファイナンス

いうことは、そういう意味でのリスクがないわけ
ですけども、しかしながら、やはり民間の資金
が入って、民間の目利きで需要の予測ですとか
そういうことをきちんと事前にチェックをして、か
つ経営の仕方についても民間の効率的な経営とい
うこのPFI事業の良さを、それで結果的に税財
源の負担が軽減されるという、これリスクと裏腹
ではあるんですけども、PFI事業の利点を伸
ばすためにはリスク管理というものが非常に重
要な点だというふう思っております。

現在の四百何件のPFI事業の大半が、七五％
近くが一〇〇％税金でファイナンスするという
もので、そういう意味での破綻というものが
ないわけですけども、実際は、例えば需要予測
が当初のより以下であつたとか、そういうもの
は幾つかあるわけございまして、なるべくそ
ういふものを民間の市場に開放して民間の関
係者の中に入れることで、厳しい目で需要予測
をしていきたいというふう考えております。

○白眞勲君 今、澁谷さんがおっしゃったリスク
管理について非常に重要だと私も思っておりま
す。しかしながら、民間というのはいわゆる失
敗を隠そうというのか、公の場合には、ある意
味でも国会とかそういういわゆる議事があるわけ
ですけども、民間の場合には隠そうと思は
れちゃう部分があるわけですから、その情報公開の重
要性というのはいわゆる求められる部分がある
んじゃないかなというふう私には思っているん
です。

ここで我々が学ばなければならぬ、この失敗
例とかあるいは需要予測がうまくいっていない
というところから学ばなければならぬというの
は、要するに公共事業に民間の手法を導入する
ことのメリットというのは一挙兩得になるかもし
れないけれども、逆に言えば、決して打ち出の小
づちではないんだということをやつぱりしつかり
と我々は認識して事業を進めていかなければなら
ないんじゃないかということだと私は思ってい
ます。

片や失敗すると、今もいろいろな例を挙げられ
ましたけれども、その責任をなすりつけ合う結
果となつて、結局国民が、あるいは利用者が嫌な
思いをする可能性もあるわけで、一見理想的に見
えるものでも実際やってみるとそうではなかつた
みたいな事例をいかに減らすということも考え
方としてあるわけなんですね。

この辺り、大臣、どうでしょうか。認識として
どういふふうにお思いになつておられるのかを
お聞かせください。

よく民間だつたら大丈夫なんだという部分があ
るという間違つた認識が私はあると思つてい
ます。具体的に申し上げますと、国とか自治
体には資金はあるかもしれないけれども非効率で
能力が低いんだ、さらにはコスト意識がないなど
というイメージですね、イメージがある。逆に、
民間は経営能力、コスト意識の高さがあるとい
うイメージ、これもイメージですよ。確かにその
部分というのは否定できないかもしれませんが、
も、これは会社の性格によつてまちまちであ
つて、もつと具体的に申し上げますと、民間とい
うのは基本的には、今株主という話がありました
けれども、やっぱり飽くなき利潤の追求という
のが究極の目的であるわけで、そのためには
ライバル会社よりもいい製品を作るための
コスト意識であり、そしてサービスである
いは経営能力ということだと私は思つてい
るんです。

民間は、株式会社は当然株主に對して自身の事
業全体の情報を開示する義務があります。その情
報開示が適切になされていなくて、それはもち
ろん株式会社として失格するわけでありま
すから、その株式会社として株主に経営の
内容をしっかりと開示する、正確な情報を開
示するという点は、いかなる事業者であ
ろうとも、あるいはいかなる対象事業を行
おうともきちんとしてもらいたいと思つて
おりますし、その点はしっかりと事業を
発注するときに、この事業の進捗について
発注する当局にもしっかりと情報を手渡す
ということはやつていかなければならぬこ
とだというふう思つております。

いづれにいたしましても、きちんとして事業を
選別し、きちんとして事業者を選定するとい
うことが肝要かと思つております。

○白眞勲君 大臣おっしゃいましたように、や
つぱりきちんとして事業を選別してきちん
とした発注者を選定するんだという中で、
民間の持つものを一番能力を発揮できるよ
うな、そういう事業と、この何なんだとい
うことは、逆に言うと、これは発注者側
にも重要性が私はあるんだというふう
に思つてます。

ですから、そのサービスに對してお客様がど
れぐらいの対価に納めてお支払いいただけるの
かということがポイントだということ、もつと
逆に言えば、競争相手がいるかどうかとい
うのがポイントが民間だと私は思つてい
るわけなんです。逆に言えば、競争相手の
いない民間というのがあるって、これはも
う逆に言えば民間のやりの放題、サービ
スなんか二の次、暴利を貪るみたいな状態
になつてしまふ可能性もあるわけではな
い。

私、その辺のポイントというのは非常に重要だ
と思つていまして、大臣の御認識はどうか
でしょうか。

○国務大臣(甘利明君) それはおっしゃると
おりだと思つております。
民間に任せると、民間は経営として受注を
するわけですから利益を出す、出さな
きゃならない、道楽でやるわけじゃない
ですから。その利益を出すことがどうい
う影響を、負の影響を及ぼしたら
これは元も子もない。つまり、サービ
スの低下をすることを通じて利潤を稼
ぐということになら

ないように、それは発注するときにその仕様はしっかりしなきゃならないと思いますし、常に経営の効率とサービスのより適切な供給というものが両立しているかどうか、それは発注者側がしっかりチェックしていくことだと思っております。

○白眞勲君 私、そこポイントだと思っております、例えば空港について私は一つここでポイントとして挙げたいと思うんですね。

衆議院の方ではもう空港の民営化に関する法案が通ったと聞いておりますけれども、これもPFIで今後やる、そういうビル会社でしょうね、ビル会社、空港会社というか、ビル会社が出てくるというふうにも聞いているんですけども、今でさえ空港ビル会社の中にはべらぼうに安い国有地にビルを建てて、それをべらぼうな金額、べらぼうに高い金額でエアライン側に貸している。そのエアラインとしては家賃が気に食わなくてもしようがないんです、そこにカウンタなどを持ってこなければ販売にならないわけですから。つまり、空港ビル会社の言い値で借りるわけで、結局ビル会社は大もうけ、エアラインはそのツケを利用者、つまり乗客に転嫁せざるを得なくなるという図式が生まれてしまっているんですね。

これ、よろしいですか、国交省さん。

○大臣政務官(坂井孝君) 今おっしゃったように、空港におきましてそういった面が場所によってはあるかもしれないと、こう思っておりますが、しかし、例えば国際空港等はほかの国際空港、拠点空港との競争というものを当然意識していないかなければいけませんし、また地方空港、また国管理空港等に関しても、その近郊にある空港と利用者の、そこそ選んでもらうために努力をしなければいけませんし、また今新幹線のネットワークもできておりますから、そういったものとの今度は競合というものも考えていかなければなりませんので、これに関しましては一概的に競争がないということではなくて、場所場所によってそれは競争を当然意識をして運営をして

いく、こういうことになろうかと思っております。

○白眞勲君 坂井政務官、あるかもしれないじゃないんですよ、あるんですよ、あるんですね。それは何かというと、今おっしゃいましたように、国際空港がどうのこうのというよりも国内にいっぱいあるんですね。ですから、そこはもう少し御認識をさせていただきたいというふうに私は思っているんですけども。

国際空港でいうと成田空港、一例を挙げますと、今変わりましたよ、今見違えるほど変わりましたけれど、私、議員になる前に仕事でよく成田空港を利用したんですけども、まあ本当にでたらめな空港でしたよ、当時は。まず都心から遠いというのはこれはもうしょうがないにしまして、もう鉄道の駅が、空港の地下に駅自体はあっても線路引つ張ってなかったのね。京成電車はその手前で降りしちやつて乗り合いバスに乗せているんですね。こういう意地悪をしていたんだね。それから、空港の目の前では、それでお客さんはトランクを降りてまたバスに抱えて載っけてなんていう、もう想像を絶するやり方から始まって、保安検査場の混雑、それから免税店の品数のなさ、レストランのひどさ、もう枚挙にいとまがなかった。さらには、発着処理能力の不足、常時の遅れ、乗り入れ希望航空会社に対するぶしつけな態度、こういったものも、もうめっちゃくちゃでしたよ。

それが、日本の周辺国の経済の向上とともに周辺国のハブ空港ができて、なおかつ羽田空港まで国際線が乗り入れたということもあった、別に成田空港へ行かなくてもよくなったわけですよ、これで。だから、今では民営化もしてサービスも飛躍的に向上して、すばらしい、まだまだ改善点はあるけれども、良くなったと私は思っています。ですから、このように、やっぱり成田空港の場合は、羽田空港とかあるいは今政務官おっしゃったように周辺アジア諸国の空港をライバルとしてやつと改善されてきたわけですよ。

で、私、お聞きしているんです。だったら、関西空港の場合は、これ、伊丹と一緒にしちゃっているんですね。この辺りどのような認識か、お伺いしたいと思います。参考人で結構です、もしあれでしたら。

○政府参考人(篠原康弘君) お答え申し上げます。

今御指摘いただきました関西空港、伊丹空港の関係につきましては、確かに近隣空港一緒になっておりますけれども、一つには、御指摘いただいたようなアジア近隣の空港との厳しい競争の中で、伊丹空港、関西の両方の事業価値を合わせることで日本の、関西の拠点空港としての地位を更に高めていくと、そういう厳しい緊張感の中で運営が行われているものと思っております。

○白眞勲君 ですから、関西空港のライバルってどこになるんですか。要は、関西の人たちは、ああ、もうやっぱり伊丹がいいなとか関西空港がいいなといつても、同じ会社になつてはいるんですけどね。その辺りで、ライバルって非常に私は設定難しいんじゃないか。私は、ライバルがあることによつてサービスの向上というのは図られると思っているんですね。

今回、PFIというこの法案に関しても、これ、今後利用したいというような意識もあるようですから、この辺りきちつと私は詰めていきたいと思っておりますので、お答え願いたいと思います。

○政府参考人(篠原康弘君) まず、お答え申し上げます。

関空あるいは伊丹の、関西の拠点空港になるという意味では、やはりアジアの諸国の空港との競争がまずメインのターゲットになると考えております。その中で、伊丹空港、関空、それぞれの強みを総合して、それぞれが役割分担しながら両空港を一体として各空港に勝っていくと、こういう戦略を今、新関西空港で立てているというふうな認識をしております。

○白眞勲君 余りお答えになっていないんだけれども、要は、私は、明確なライバル関係と

いうのは結局このエリアとしてはない感じになっちゃうわけなんですね。

だったらどうするか、やっぱり工夫しなきゃいけないと思っておりますよ、私は。同じ会社の中でも伊丹と関西空港で部署を別々にするとか、第一営業部、第二営業部みたいな形にして、それでお互いに競わせるという、そういう仕掛けというの私も必要なのかなというふうにも思っています。その中で、頑張った方の部署に対しては人事考課に点数をあげるとか、何かほかの形でインセンティブを与えるというふうな形でお互いに切磋琢磨していくということが私は必要だというふうにも思っていますけれども、その辺り、政務官、いかがでございますか。

○大臣政務官(坂井孝君) ただ、まさしくその辺りが、民間に委託をして民間の知恵で経営をしていく、運営をしていく大きな一つのポイントだと思います。別々にした方がより経営が上がり、そして質が上がるかということでございまして、先ほど委員も御指摘ありましたように、今はもう殿様商売では使ってもらえない状況にあります。国際的な拠点空港ということは、ほかのところからよつてきて、乗り継ぎとか、そこからまた新たに国内に移動をするという、関西の方だけが使うのでなくて、ほかのところからそこを使つてもらつてほかに飛ぶということも大変大きなポイント、比重を占めておりますので、そういう観点から一体的に運営をした方がよりサービスの質が上がると思います。

これは民間のそれこそ知恵、経営の知恵だと思っておりますし、また、もう一つ突っ込んでお話しさせていただきます。今提出をさせていただいた法案につきましては、今委員が御懸念のように、余りにもひどいような着陸料とか余りにもひどいようなビルのテナント料金を設定をした場合には、こういったものに関しまして必要な措置を講じることができると、こういう中身にいたしておりますので、適切な運営を目指していきたいと思っております。

ます。

○白眞勲君 まさにそのとおりだと、私、政務官、思うんですね。

ただ、今の航空法でも空港に対しては適切な措置がとれるような文案になっております。でも、今まで適切な措置が全然とられていなかったという事実もあるんですね。その辺りはしっかりとやりたいと思います。これ、今度は国土交通省の話になってしまいますから、これぐらいにしておきます。

ちよつと、ただ、一つだけ私気になっているのは、羽田空港の貨物です。これは、PFI事業をしてこの貨物会社というのは選んでいるわけなんですね。ところが、当初の予想どおりにはなっていない、貨物の取扱量が。何か七分の一ですか、ぐらいにしかなくなっていかう話もあるんですけど、その辺り、何でこうなのか、その理由についてもお話聞かせていただきたいと思ひます。

○政府参考人(篠原康弘君) お答え申し上げます。ただいま御指摘いただきました羽田空港の国際貨物の取扱につきまして、平成二十二年からPFIの手法で独立採算型で事業をやっていたいております。当初、私も、この事業では年間五十万トンの貨物の取扱が見込めるというふうに考えておりましたけれども、現状、約十五万トンの取扱にとどまっているという実情がございます。

その原因につきましては、一つには、リーマン・ショック以降の大きな経済変動の中で世界全体の国際航空貨物の物流が停滞しているということもございますが、それ以外にも、成田周辺に貨物施設が集中していることとか、羽田の貨物便の就航がまだまだ少ないと、そういったようないろんな要因がございます。そういった要因に対して、これからの確に手を打っていく必要があると考えているところでございます。

○白眞勲君 これはPFIと直接は関係ないかもしれないけれども、当初の予想のやはり貨物量が

できていなかったというのは、これは甘かったというところは認めざるを得ないんですね。これ、今七分の一と申し上げましたけれども、七割予想よりも低かったということですから、もうこれは普通の事業会社にしてみれば大失敗ということに私はなるんではないかと思ひます。

ですから、こういう、何というんでしようね、こういうことをやっちゃうと、今度PFI全体の事業に対するイメージというのが、特に羽田の空港の貨物だんというのは非常に目立つんですよ、これは。そういう部分においては、ここはしっかりと国交省としても把握をしていただきたい

なと。PFIとは何の関係もないと言っちゃなんだけど、予想を下回ったということですから、これはPFIじゃなかった一緒だったというわけですから、この辺りについてはやはり私はしっかりと把握してもらいたいと思ひます、この貨物についてどういふ原因があるのかということも含めて、国交省ではしっかりと把握をして、今だんだん国際貨物も増えてくる傾向にこれからなると思ひますけれども、片や、様々な、成田空港にしっかりとみんな根を下ろして仕事をしているということもありますから、値段の問題も含めて、貨物の取扱、あるいはその、何というんですか、場所代というんでしようか、も含めてしっかりとこれは把握したいと思ひます。

ちよつとその辺の決意表明だけ、政務官、お願いしたいと思ひます。

○大臣政務官(坂井孝君) 先ほどから、管理に関して大変まだ不十分だったと、こういう御指摘があります。この点に関しまして、今後しっかりとやっていきたいと思ひますので、また御指導よろしくお願いいたします。

○白眞勲君 ここで、この法律の第五十七条に、「機構は、特定選定事業の円滑な実施が促進されるよう、内閣総理大臣に対し、特定選定事業の推進に資する情報の提供を行うもの」となっておりますけれども、ここで私ちよつと聞きたいのは、

この事業が円滑な実施ができていない場合はどうなるのかということですね。内閣総理大臣はこの事業の停止命令など出せるのでしょうか、お答えください。

○政府参考人(森谷和久君) 元々PFI事業は、公共施設の管理者である行政が定める実施方針に従って行われるものでございます。

御指摘の条文は、機構がこの事業に出資をした場合のお話でございますけれども、管理者である所管の大臣とPFIを所管している内閣総理大臣が、そこはよく連携をさせていただいて、先ほど、金融機関がきちんとした目利き能力を発揮して経営改善に向けた様々な指導を行うというようなことを申し上げましたけれども、この機構もそういう専門家集団でございますので、機構の専門家の意見も聞きながら、内閣総理大臣としてきちんと判断をして、事業が悪い方向に行かないような、そういう指導をしていくことでござい

ざいまして、甘利大臣の御指導の下、様々な関係の役所と協議をさせていただくということでございます。

事業の停止命令ということでございますけれども、その事業の停止等につきましては、元々PFI事業として実施されているものでございまして、最初の実施方針の中で、どういう場合に、所管の公物管理法などの規定によって、そもその事業を所管する大臣の方で適切な対応がなされる、そこは、内閣総理大臣がPFIを所管する大臣として担当大臣と十分な連携を図って必要な措置を行っていくと、そういう対応になるうかと思ひます。

○白眞勲君 当然指導はしてもらいたいと思ひます。ですけど、私、二つ、ちよつと気になる場所があります。そんな内閣総理大臣が、そんな、申し訳ないけど、忙しいのにできるのかなという、その単純な疑問が一つあるのと、それからもう一つは、最終的にこの事業うまくいかない、あるいはこれ、国民に対して非常に迷惑の掛かるような事業になりつつあるなど。今、上水、下水の話がありましたけれども、そんなか本場に危なくなつたやつたなどということになった場合には、これは最終的には停止命令ということも出す必要があるんじゃないかと私は思ひます。思ひますけれども、その辺りについても一度聞かせてください。

○政府参考人(森谷和久君) 実は、英国、PFIの先進国と言われておりますイギリスにおいても、昨年の十二月ですけれども、イギリスもやはり日本と同じように十年ぐらいのPFIの実績があつて、やはり様々な課題があるようござい

○政府参考人(森谷和久君) 機構側の金融支援を行ったものにつきまして、内閣総理大臣というのは、これは政府全体の内閣総理大臣ということとPFIを所管している内閣総理大臣という、そういう内閣総理大臣の担務を分掌する、現在でありますと甘利大臣がPFI担当大臣ということでは

実は、イギリスにおいては、これは日本とちよつと逆なのもかもしれません、民間のPFI事業者がもうけ過ぎているというそういう批判が非常にあつたようございまして、キャメロン内閣のPFIの大改革方針というものがPFI2という言い方

で発表されております。非常に興味深いのは、政府のガバナンスを事業者に対して利かせなきゃいけないと、それを規制などの手法ではなくて政府がエクイティーを取りに行くという形でガバナンスを利かせるんだと、これが現在の英国政府のPFI事業に対する新しい監督責任という、そういう方向で動いているようにございます。

やはり民間事業を、民間の創意工夫を最大限に発揮して、それは単に税金を安くするだけではなくて、利用者あるいはその地域の人たちに最大のバリューをもたらすという、真の意味でのバリュー・フオー・マネーを高めるというPFI事業の目的を達成するためには、余りその規制を強化するという形ではなくて、非常に効果的なガバナンスの仕方、これは、イギリスは一年間議論をしてそういう方向になったということでございます。

私どもの機構、今回の法律を成立させていたただければ、機構に国費を出資をして、そういう意味でのガバナンスの利かせ方、これは、ある意味では今のグローバルスタンダードになりつつあるという新しいガバナンスの利かせ方という形で、まあ事業の監督は本来の事業所管官庁が行います、それとセットで連携をしながら事業の適切な運営を確保していきたいと、このように考えております。

○白眞勲君 やはり今おっしゃいましたように、広くやっぱり民間に対しては思いっきりやってもいいというふうな部分と、逆に言えば、やっぱりあめとむちという部分というものは必要なんではないんだろかというふうに思うんですね。別に、やらせないようにするためにがんじがらめにする必要はない。ただ、何か変なことをやったら、どう見てもこれは変じゃないかというときには、やはりそれなりの縛りというのを付けるのは私は当たり前だというふうに思っているんですけれども。

その中の、専門家の派遣及び助言、これは五十二条第一項六、七号ですけれども、これは有償な

んでしようか、無償なんでしょう、お聞かせください。

○政府参考人(益谷和久君) 機構が設立された後、この事業を有償でやるかどうかというの、また会社の方で、これは会社の事業として行っていたかと思いますが、お決めたことにならなかつたかと思いたすけれども、私どもの期待としては、せっかくこの機構に市場のプロ、プロジェクトファイナンスのプロが多数集まるわけでございますので、そうした人たちが日ごろのノウハウを、恐らく、最初は、特に公共団体に対しては、なるべく、有償だとしても実費程度でハードルを下げた形でアドバースなどをしていただくところと有り難いと、こういう期待をしているところでございます。

○白眞勲君 防衛省にお聞きしたいと思うんですが、今、今回、打ち上げ衛星、これPFIでやるということ採用したそうなんですけれども、この状況について御説明願いたいと思います。

○政府参考人(吉田正一君) お答え申し上げます。

今御指摘のございましたXバンド衛星通信整備事業につきましては、平成二十三年六月のPFI法改正によって人工衛星が同法の適用対象となつたことから、民間の資金、経営能力や技術的知見などを最大限活用し、リスク管理の最適化と経費負担の軽減を図るため、防衛省としてPFI方式を採用することといたしました。

防衛省では、平成二十四年十月に総合評価落札方式による入札を行い、本年一月に本事業を落札したスカパーJ SAT、日本電気及びNTTコムユニケーションズが設立した特別目的会社ディー・エス・エヌと事業契約を締結したところでございます。

今後は、受注企業による衛星製造等の後、平成二十七年十二月と平成二十九年一月にそれぞれ一基の衛星を打ち上げ、平成四十二年まで運用することといたしております。

○白眞勲君 私、このPFIというのは一つの大

きなポイントはそのにもあるんじゃないかなと思うんですが、つまり、自治体の身近なものもあれば、空港みたいな社会的な大きなインフラもあれば、防衛省までこのPFIでやれるようになったというところだと私は思っているんですが、防衛省にお聞きします。ほかに何かやる気あるのかどうか、教えてください。

○政府参考人(吉田正一君) 本事業を通じまして、私も思いたしまして、例えばこの契約締結から十八年間の長期一括契約による価格抑制とか経費負担の平準化とか、こういったメリットがあるというふうに思ったところでございます。

他方、自衛隊の装備品というふうなことにつきましては、先生も御承知のように、自衛隊の装備、各種の事態への対処でございますとか厳しい環境下での訓練など、そういったものが使用の目的、態様となるというふうなことで、一般の船舶でございますと航空機に比べてサービス購入の対象物が……

○白眞勲君 もういいです。

○政府参考人(吉田正一君) いずれにいたしましても、こういった利点にも鑑み、今申し上げたようなところも含めて、活用し得るところについては活用できないか検討していきたいというふうに思っております。

○白眞勲君 いや、最後のワンセンテンス言ってくれりゃいいわけです。防衛装備品まで、戦車がどうか、そんな話をここで議論するわけではありませんか。

ということで、私はそろそろ、一時間ぐらいでということだったのでまとめに入らせていただきます。というふうに思いますが、PFIのメリットというもののについては、一つは人件費とか、いわゆるVFMと盛んに溢谷さんもおっしゃっているんですけれども、いわゆるこのVFMとばつと言われても分からない人は分からないわけですが、要はどこの得なのというところだと思っております。

やはり、何というんでしょうね、非営利事業

で、例えば図書館みたいなところでPFIをやるとなると、民間が節約できるところというのは逆に言うと限られちゃうんだと思うんです。人件費の削減しなくなっちゃうんです。そうすると、いや、これはやっぱりちよつといかがなものかなというふうにも思える部分があるんですね。つまり、そのPFIが全てが、今、一番最初に、私も最初のころ申し上げたように、打ち出の小づちでどんどんどんどん削減すればいいんだという部分とはちよつと違うような部分もあるんですけれども、その辺りについては、じゃ大臣の方からこの辺りについてのお考えをちよつとお聞かせください。

○国務大臣(甘利明君) PFIに付するということは、できるだけコストを下げる、つまり、税金、国民負担を下げるということでありまして、税でも、行政は行政サービスの提供ですから、そのサービスの質を犠牲にしないという前提があるわけです。でありますから、今図書館の例がありました。図書館はどうした方がいいのか、ちよつと即答できませんけれども、例えば、単なる運営だけを民間に委託する場合にいろいろな支障があるし、工夫の度合いも少ないと。だけれども、図書館を建て替える際にシステムを変えていくとか、そういう提案まで含めるとサービスの向上にもなっていくから、どの部分を民間に委託するかというその範囲の中でどこまでの工夫ができるかと、その際にはサービスを犠牲にしないような工夫はどうあるべきかと、その辺の設計、発注するときの設計が大事だというふうに思っています。

○白眞勲君 まさに大臣おっしゃいますとおりでして、特に非営利型の公共サービスの場合というのは、節約しろと言ったってどうにもならない。でも、どこかの図書館ではTSUTAYAでしただけ、と一緒になつてやってみたり、これPFIとはちよつと違うかもしれないけれども、何かその辺で工夫できる部分もあるんじゃないだろう

かと。建物と、いわゆる住民というんでしょうか、そのサービスを利用する方々がそこでどういう、図書館で本を借りるということと同時に何をしているんだということも併せながら、そこに一つの知恵というものも出てくるんじゃないんだろ、うかというのをトータルで私は考える必要があるかというふうにも思っております。

私はもう一つお聞きしたいのは、今回の改正案で、昨年民主党政権下において提出されたものはほとんど同一なんですね。ただ、新たな事項として附則第四条に追加されたものがあるんですね。それは、災害の未然の防止及び災害が発生した場合における被害の拡大の防止を図るため公共施設等の整備等の必要性が増大している一方で、国及び地方公共団体の厳しい財政状況に鑑み、財政資金の効率的利用を図る必要があることから、速やかに、道路、道路です、その他の公共施設等の運営等について民間資金等の活用の一層の推進を図るための方策についての検討を行う、そういう文言が追加されたわけなんです。これ、どういう意味なんですか。

○政府参考人(森谷和久君) 昨年の通常国会におきまして、今回の改正法案とほぼ同じ内容の法案を提出したわけでございますが、その際、自民党、公明党、民主党の三党共同による議員修正案が提出されたわけでございます。今回の法案の附則第四条の規定は、この議員修正案と同様の趣旨を当初から閣法に盛り込ませていただいたということでございます。

自民、公明、民主の三党共同でございますけれども、公明党の先生の主導で防災・減災ということが昨年かなり強く言われておりました。そうした中で、今後、老朽化しているインフラの対策、あるいはその防災・減災のための様々な公共事業を財政制約の中で行っていくためにこのPFI事業の活用というものの、道路というのはその一つの代表選手として入ったものと私は承知しておりますけれども、PFI事業の一層の活用方策を検討するように政府に求めるものという趣旨だということ

ふうに理解をしております、この規定の趣旨も踏まえまして、今後ともPFI事業の適切な運用に努めてまいりたいと思っております。

○白眞勲君 よく、これ民主党の法案にそういう形でほかの政党が載せない条件として通さなかったということがあって我々は入れた部分があるんじゃないかと私は思っているんですね。逆に言えば、入れなくたっていいわけですよ、これ。入れなくたって十分通るんじゃないのかなと思うんですけれども、これによって何がかわるのかというのを私は聞きたいんです。何が、ポイントは何なんですか。それをお聞かせください。

○政府参考人(森谷和久君) 今後、大規模災害に備えた事前防災なり減災対策を進めていく中で、できるだけ税財源に頼らないこのPFI手法の活用というものを政府としても横断的にしっかりと検討するべきであるということをもとに附則第四条の中で政府に対して強く求められていると承知しております。

○白眞勲君 この文言がなくても、災害とか何かについては十分にPFI事業でもやれるような法の立て付け方にはなっているということをお私是指摘したいというふうに思います。

今、るる私もいろいろな御質問をさせていただきましてけれども、まだまだ、重要なことは、VFMといういわゆる手法というものも、実際にPFIを始めるときのVFMと、それから実際にやってみて、やってみたらどうなんだ、最終的に二、三十年後に状況としてどうなっているんだということをしなないと、本当の意味でのVFMの、これ計算方法のやり方とか算定基準というのもこれ様々だと私は思っているんですね。

ですから、どうしても役所の都合のいいようにというか、企画している人はどうしてもそういうふうに、数字をそういうふうにしていく、なっちゃんちやう場合があるんで、その辺りは逆に政府としても厳しくやっぱこの辺は算定していかないと、PFI全体のイメージというものが、どうせこれは張り子の虎なんだよなというふうなふう

に思われても嫌なんで、私は、そこはしっかりとそういう算定基準のポイント、そして情報の公開、それから失敗例。失敗例も、これもやっぱりちゃんときちんと隠さずに全部出して、こういう失敗例があるから気を付けてくださいと。ただ、失敗例だらけ、並べると駄目だから、やっぱり成功例、この辺りも含めてトータルで情報を全て検討をしている皆様にやっぱり提示をしていくことが必要だと思えますけれども、最後に甘利大臣のその辺の御決意をお聞かせください。

○国務大臣(甘利明君) ただいま委員から重要な御指摘がありました。それぞれ、このPFI法を推進していくことに対して重要な御指摘だと受け止めております。

御指摘にこたえられるようなしつかりした体制を取っていきたいと思えます。

○白眞勲君 終わります。

○中西祐介君 自由民主党の中西祐介でございます。

今日は、まさにこの法案の法案名でもございまして、民間資金の活用をより促進をさせるという観点から御質問をさせていただきたいというふうに思っています。

まず、このPFIについては、我が国では平成十一年、一九九九年でございますが、PFI法が施行いたしました。昨年二〇一二年十月には、その総事業件数は四百十二件、事業費は累計で三兆九千四百六十四億円ということと積み上がっております。

ただ、この事業件数における事業費の回収方法の内訳、割合を見ますと、サービス購入型のあるいはこれ延べ払い型と言われるような税財源のみで費用を回収する方式というのが全体の七三・四、三百二件あります。そのほかでございますが、独立採算型、これは言わば利用者の料金収入で費用を回収するというふうなやり方でございますが、こちら僅か五・一、二十一件でございます。また、ほかには、混合型、先ほど申し上げたようにサービス購入型と、そしてもう一つ独

立採算型の両方の性格を併せ持ったようなものが二一・五ということでございます。これからこのPFIを推進するに当たって、やはり財政負担の縮減や、あるいは民間の事業機会の創出を図るためには、独立採算型や独立採算部分の割合が高い混合型をより増やしていく必要があると私自身は認識をしております。

本法案は、官民連携のインフラファンドを設立して独立採算型のPFI事業への金融支援を行おうとするものでございますが、平成十一年PFI法施行以降の事業件数の推移を踏まえて、この官民連携インフラファンドである株式会社民間資金等活用事業推進機構を設立する必要性について、改めて大臣から伺いたいと思えます。

○国務大臣(甘利明君) インフラの維持管理、補修、更新等に民間の資金を導入していくということがこのPFIの原点であります。民間の知恵と資金を活用していくと、より効果的にサービスも向上しコストも下がります、あるいは公的な資金投入も少なくなるということだと思えます。

ただ、委員御指摘のとおり、この延べ払い型というのは本当にPFIなんだろうかとか問われると、PFIとはいいますが、実は民間資金を活用といたって先に立て替えてもらって後で払うと、カードで購入してリボ払いみたいな話ですから、民間資金の本当の活用ということまでは言えないんじゃないかという御指摘はあります。でありますから、それからステージツー、スリー、フォーと進んでいく、つまりコンセッション方式で運営権を売却する、そうすると民間資金が活用される、あるいは、周辺施設の効率利用のプランと共々民間資金を導入していけば、より公的資金の導入をしないで運営、維持管理から一歩進んで改修の費用まで賄えるのではないかと、あるいは、更新の費用までステージが進むに従って賄えるんじゃないかということでもあります。

ただし、その際に、民間のファンドがまだ日本では育成されていませんから、その先導役を果たしていくという意味で今回の法律を提案をさせて

いただいた次第であります。

○中西祐介君　ありがとうございます。

まさに今大臣がおっしゃっていただいたとおり、当初のPFIの想定していたイメージをよりバックアップするための今回の推進法案の位置付けであろうというふうに思っております。そしてまた、この法案で設定されます政府の出資百億円、プラス政府保証枠が三千億円ということで、より民間の資金を巻き込んでいくということ、推進するに当たっては、非常に資金面でのバックアップは大変重要な役割を果たしていただけるんだらうというふうに思っております。

その上で、民間投資を促す上では、やはり本件のような資金面でのこ入れのみならず、民間の投資をより活性化させるための法環境の整備が私は重要ではなからうかというふうに思っております。実際、制度導入から十年以上が経過をいたしておりますが、今申し上げたように、様々な形で独立採算型や混合型、このPFI手法がなかなか進んでいないという状況で、さらには、先ほどの質疑でもありましたが、やはり地方ではPFI事業を実施したことがある公共団体、全体の割しかないというふうな統計もございます。

PFIが進まない要因の一つには、やはり各個別法の規制があるというふうに考えております。例えば、平成二十三年にPFI法改正で利用料金徴収を行う公共施設にコンセッション方式を導入し、言わば施設の所有権を公共主体が有したまま施設運営権を民間事業者に設定をする方式でございますが、現在、このコンセッション方式の事例がないと先ほど大臣の御答弁にもございました。

この去る五月六日の日経新聞にも、水道、それから道路、空港など個別分野への民間参入を規制する別の法律、基準があるために、今後はこれらの法整備も改める必要がなからうかというふうな主張もございました。

つい先日の上野の衆議院の内閣委員会でも、水道施設は現行制度上でもコンセッションの実施は可能であるというふうな政府側の御答弁があったわけで

ございますが、ただ、法律上は可能であっても、やはり民間参入を阻害する規制があるのではないかというふうな思いがしております。例えば、水道法なんかを取りますと、まず水道事業参入は大臣の認可が必要である、民間参入を想定した認可基準や大規模な民間開放計画あるいは政府の政策指針というものが有る種必要ではなからうかというふうな指摘もございまして、あるは、道路整備特別措置法ということで関係がしますと、純粋な民間事業者は有料道路の運営者になれない、同法に基づく政令では、料金設定の積算対象に配当利益の算入を認めていないということで営利事業はできないと、そういうふうな各法ごとの様々なやはり規制があるということでございます。

この本法のまさに趣旨を推進する上で、このような関連法の見直し、そして規制の見直しも併せて行うことがPFI事業をしっかりと推進していくために必要なことではなからうかというふうなことを考えておりますが、政府の見解を伺いたいと思っております。

○政府参考人(澁谷和久君)　お答え申し上げます。先生今御指摘いただいたような点につきまして、まさに現在、経済財政諮問会議でありますとか産業競争力会議で様々な議論がなされておりますので、関係省庁といたしまして調整等を行っているところでございます。

公共施設等運営事業、いわゆるコンセッションの事業を更に推進するために様々な制度面での課題、あるいはその実務運用上の検討というものを進めていかなくやらないかと思っております。例えば空港につきましては、国が管理する空港に運営権を設定することを可能とする法案、これが今参議院の国交委員会の方で御審議されようとしていられるわけでございまして、この法案が成立すれば、空港についてかなり広く運営権の設定が可能になるのではないかと考えられます。

水道につきましては、これも産業競争力会議等で議論されていまして、法律上は可能であるけれども、なかなか自治体が動きが鈍いということもあって、この運営権の制度に関する、これ厚労省がガイドラインを作っているわけですが、これ水道事業におけるPFI導入の手引きというものを作っております。これがかなり実務上影響があるということで、これをコンセッションの導入を踏まえた形で改定をするということで、厚労省さんの方では作業に着手されているというふうに聞いております。

また、有料道路につきましては、愛知県の方から、民間事業者による道路公社の有料道路の運営を可能とするような特区の提案というものをなされておりまして、国交省の方で前向きに検討しているというふうに聞いております。

このような様々な各省の取組を更に前に進めるために、PPP、PFIの抜本改革に向けたアクションプランを取りまとめたというふうなふうに思っております。このアクションプランの中においても様々な制度の見直し等についても盛り込んで、しっかりと工程を管理して、各省とともに進めていきたいと考えております。

○中西祐介君　ありがとうございます。

まさに、各自自治体やいろいろな公共団体が民間のお知恵を借りながら、より効率的な運営ができるような体制を図るべきだと思っております。

その中で、改正PFI法におきましては、民間提案制度を導入をされております。従来、国や地方公共団体の主導によるPFI事業の計画だったものを、民間事業者もこのPFI事業を計画をして、国等に対して提案をできるようにしたというふうな制度でございます。行政にとつては民間のアイデアが更なる活用をすることが可能になりまして、民間事業者にとつても自分たちの意見を取り入れられるということで、このPFI事業への参入のインセンティブが働くのではないかと、うふうな側面があるかと思っております。

この民間提案制度が実際どれくらい現状で活用されているのか、また同時に、民間提案制度が活発になるように何か政府として工夫があるのか、

現状の取組を伺いたいと思っております。

○政府参考人(澁谷和久君)　御指摘のように民間提案制度、大変重要でございます。PFIに大変造詣の深い東洋大学の根本先生は、日本のPFIの幾つか課題がある中で一つの大きな課題が、やはり役所が、官の側が計画を作ってそこから始まるというのが問題じゃないかと。やはり企画段階から民間の提案をどんどん受け入れるようにしなきゃいけないということで、平成二十三年の法改正で民間提案制度というものを、元々提案ですからいつでも自由に本来できるんですけど、これはイエスかノーかの返事をしなきゃいけないと、こういう制度を盛り込んだわけでございます。法改正後、調べましたところ、十一件の民間提案がなされたようでございますが、いずれもこれ採用という形になったと承知してございます。

実は昨日、私どもの有識者会議でありますPFI推進委員会がガイドラインの案のお取りまとめをいただいたわけですが、コンセッションのガイドラインと併せまして、事業実施プロセスのガイドラインというものも取りまとめたいいただきました。その中に、この民間提案に関する手続を充実をさせたところでございます。

二十三年に法改正をしたわけですが、自治体によつてはちょっと制度を誤解して、この法制度によらない民間提案は受け付けないというふうな誤解があったりするようにございますので、元々民間提案はいつでも自由にどんなテーマでも出せるというのが本来の提案の趣旨ですので、そうした提案も受け付けるような体制をきちんと整備することとか、あるいはその提案を採用する場合に知的財産を保護するとか、様々な運用上の課題について昨日ガイドラインの案を取りまとめいただいたところでございます。

これに更に加えて、いろいろな民間の方ともお話ししていると、いい提案があるんだけどどこに持ち込んでいいのかなと。自治体に持ち込んだ方がいいのか、国に持ち込んだ方がいいのか

とか、あるいはかなり広域的な話だったり、あるいは場合によっては役所の縦割りを超えるような案件、一体どこに持ち込んだらいいのかわからないような相談を私も受けることがございます。そうしたような提案、宙ぶらりんにならないように、私も内閣の方でそういう提案を受け付けるワンストップのそういう窓口機能を充実させるとか、そうしたことも含めて、今後更に民間提案の拡充に向けて努力をしていきたいと思っております。

○中西祐介君 是非それを活用いただきたいと思いますが、現状としてどれぐらい、累積でその提案の件数というのはあるものでございましょうか。

○政府参考人(澁谷和久君) 法制度ができたのが二十三年でございまして、この制度に基づく民間提案、先ほど申し上げましたもので十一件ということでございます。それ以外の非公式な提案は実はちょっと調べようがないということで不明なんですけれども。

ただ、実は国土交通省が、三年前なんですけれども、三年前の九月にこのコンセプション制度というものも含めて新しいPPP、PFIの提案というものを何でもいいから出してくださいということをしたところ、九月から十一月、幅広く募集をしたところ、たつた二か月なんです、二百件も集まったということでございます。大半の内容が、提案内容を非公表にしてほしいということだったので中身は明らかになっておりませんけれども、まあやはり何となく、そういう提案をしたいというニーズがかなりあるんだということは私自身もそれを感じたところでございまして、やはりそうした民間の潜在的な提案ですね、そういうものを窓口がないことで実現しない、こういう事態は何とか避けたいというふうに考えております。

成にしっかりと取り組んでいただけるよう、この提案制度を充実をさせていただきたいというふうに思っております。

続きまして、民間のインフラファンド育成のための具体的な方策を伺いたいと思いますが、今回の改正で第五十六条に、条文にありますが、「機構は、特定選定事業の実施状況、特定選定事業に係る資金の調達状況その他の特定選定事業を取り巻く状況を考慮しつつ、平成四十年三月三十一日までに、保有する全ての株式等及び債権の譲渡その他の処分を行うよう努めなければならない。」という規定があります。

つまり、機構は、平成四十年度をもってその役割をある程度終了をした上で民間のインフラファンドを設立されていくと、そちらに言わば活用のシフトを移していくというふうな認識をしておりますが、いかがでございましょうか。この年度の設定期間も含めて是非趣旨を伺いたいと思います。

○政府参考人(澁谷和久君) 御指摘のとおり、この機構は時限的な組織ということでございまして、十五年後に解散というふうに条文中規定されているものでございます。

本来、このインフラ投資市場というのは民間によって運営されると思いますが、民間のインフラファンドが多数我が国に設立をされて、純粋な民間資金によってこのPFI事業等に対する出融資がなされるというのが望ましい姿、実は諸外国、PFIの先進国と言われている国は皆そのようになっているわけでございます。お隣の韓国もインフラファンド市場を育てるために、当初十年間、ミニマム・レベニュー・ギャランティーといいますが、政府自身が一定程度のリスクを直接引き受けるという、こういう制度を持っておりますが、インフラファンド市場が育成されて民間のファンドがたくさん出てきたということ、この制度は廃止になったというふうに聞いております。

十五年、呼び水としてのこの機構ですが、十五年もたてば日本のインフラ市場も非常に活性化し

て多数の民間のインフラファンドが組成されると、こういうことを想定しております。十五年たてば、この機構もその時点で取得している株式とか債権を民間の多様なファンドに対して譲渡するということで、機構の果たしてきた役割を民間市場に委ねるということが望ましい姿だということに考えております。

○中西祐介君 諸外国の例を含めての十五年という設定であるというふうに理解をいたしました。例えば、これから、附則の四条でも盛り込まれたように、災害に対しての事業資金の活用であるとか、あるいはこれから、累積で想定をされておりますが、全国のインフラ、現状のインフラの更新だけでも四十兆円を上るような更新費用が掛かるということが想定されております。

こうしたところに対してこのPFIが、しっかりと使えるところは使っていくことを果たしていくためにも、この十五年という設定がいいかどうか、これは常にウオッチをしていく必要があると思っております。都度しっかりと見直しを政府でもしていただくべき項目かなというふうな思いがしております。

もう一つ、この資金調達に関して質問をさせていただきます。いただいたと思いますが、今回の官民連携スキームを概観をいたしますと、どうしてもこのリスクマネーの調達、どこから行なうかということが課題ではなからうかなというふうなことを感じております。実際、百億円に加えて政府保証枠を三千億円設定、これはもう根本的には民間投資家をいかに育てるか、これが重要な課題であると認識をしております。

国内の投資環境を考えると、このスキーム図でもございましたが、個人投資家やあるいは民間事業者というのは実際の問題、限定的なものじゃないかなというふうな思いは拭えませんが、やっぱり根本、柱になるのは銀行や証券会社等のプロジェクファイナンスをいかに育てるかというふうなテーマにならうかというふうに思っております。

そこで、金融機関がプロジェクトファイナンス手法で融資をする際は、実際は運営権を含めて融資対象事業の資産、それから契約全体に担保権を設定して、万が一破綻の際にも、その担保を支援スポンサー企業に譲渡して、事業再生をできるような措置を講ずる必要があると考えております。これが言わば民間のサイクルをより助長する形ではなからうかというふうに思っておりますが、ただ、現状の市町村のインフラ施設の場合におきましては、やはり地方自治法がもちろん適用されますし、運営権譲渡には議会の承認が必要だということがあります。民間投資を育てる上でも、この主要な投資主体となり得る金融機関が多様なプロジェクトファイナンスを行えるような形になつてくるんではなからうかというふうに考えておりますが、見解を伺いたいと思います。

○政府参考人(澁谷和久君) 御指摘のとおりでございます。我が国はこれまで本格的なインフラファンドが一つもなかったということでございまして、これまでのPFI事業はほとんど税金でファイナンスされていたということで、実は投資家を参画させることなく実施できてきたということでございます。ある意味、このインフラ市場において市場関係者の育成ということも重要な課題になっているところでございます。

本法案による機構にインフラ投資に関する専門的知識や実務経験、高いマネジメントノウハウを持った民間出身の専門家を集めて、運用を進めていくという中で実績をつくっていくということが非常に重要なことだというふうに考えております。

なお、いろんな市場関係者の方のお話を伺いますと、有能なファンドマネジャーが一生懸命投資家からコミットメントを取り付けてお金を集めても、投資案件がなかったというのは最悪の事態だというふうによく聞きます。各国のインフラファンド市場の草創期に当たっては、そうしたような状況がもし起きると、途端に信用をなくしてお金

がさつと逃げていくということを聞いております。

したがいまして、やはりここは、フアンド市場の草創期に当たっては、政府もコミットメントの姿勢を示して、案件というものはきちんと形成されていくんだと、しかもこのぐらいの規模なんだということを、よくパイプラインというふうに言いますけれども、案件の最初から最後まで様々な形で政府が関与する形で支援を行っていくということを当初の段階は見せる必要があると思います。

したがいまして、PPP、PFIの新しい仕組みについて投資規模も含めたアクションプランというものを近々取りまとめて公表させていただくことで、内外の市場関係者に対して、アビタイトとよく言われていますけれども、投資に対する意欲を高めるような、そういう工夫も併せてしていきたいというふうに考えております。

○中西祐介君 これまでやはり低調であったのは、やっぱり投資をして十分見合うだけのものが得られるかどうかというところの目線がやはりそこまで届かなかつたというのが民間の率直な感想であり、現状のその出資状況ではなからうかなというふうに思っております。

加えて、民間の、特に日本の金融機関というのは、バブルの崩壊後、とにかく土地や不動産を担保にした融資というものを割と抑制的にとらえているところがございます。今日は金融庁を呼んでおりませんが、そうした金融環境も含めて、これはPFIということを考えなきゃいけないんじゃないかなというふうな思いがしておりますので、是非、そうした観点も含めてお願いをしたいと思っております。

それでは、PFI事業の参入促進について一つ伺いたいと思いますが、先ほどの質疑で自治体のプロジェクトが破綻するような事例も少し御紹介をいただきました。当然、経営体というものでございますから、経営破綻というものももちろん付き物でございます。かといって、これがPFI

の不参入の主要な要因になってはいけません。いろいろな不安な思いがしております。こうした破綻の危険性というものは念頭に置くものの、地方自治体がPFI方式を選ぶようなインセンティブをいかに付与するかということが、これから推進をするに当たって大事なことだろうというふうな思いがしております。

その中で、インセンティブを付与するという観点から、財政やあるいは税制を含めて、政府がこれからとり得る措置というものはどのようなことが想定されるか、是非伺いたいと思います。

○政府参考人(澁谷和久君) 衆議院の内閣委員会でも同様の問題意識での議論がなされたところでございますが、できるだけ税財源に頼らない新しいタイプのPPP、PFIを最大限活用する、そのために、国の各省庁のみならず各地方公共団体の意識を変革をして新しい取組を進める、逆に、新しい取組を進めないと損をするような、頑張っている地方が報われるような、そういう工夫をすることが重要ではないかという御指摘をいただいているところでございます。

予算上の措置というもののについて、これから十六年度の予算編成、具体的な作業が始まるわけでございまして、現時点で、こういうものというのはなかなか難しいわけでございますけれども、そうした趣旨は、経済財政諮問会議でありますとか、国会の御審議の場でも御指摘をいただいているところでございまして、今後、アクションプランなどを通じてそのための工夫を具体化させていただきたいというふうに考えております。

○中西祐介君 ありがとうございます。

まさに近年でいきますと、日本の主要な港湾や空港の離発着も含めて、近隣諸国、韓国や中国、あるいはシンガポールというところに、どんどんと日本の本当は取り得るべき市場が奪われていると言っても過言ではない状況があります。

私は、このPFIの推進法、これをもってしっかり日本がこうしたシェアを取り戻していく起爆剤にしなければいけないというふうな思いがして

おりますので、是非しっかり取り組んでいただきたいというふうな思いがしております。

今日申し上げたような趣旨も踏まえて、言わば日本が成長戦略の大きな柱として取り組むべきこのPFIの推進について、大臣から意気込みを聞かせていただきたいというふうに思います。

○国務大臣(甘利明君) PFI手法がここで非常に注目をされてきましたのは、いろんな側面があります。民間資金の活用が十二分にできていない、発注する方にしてみればお金がない中でインフラを整備していかなくやらない、その双方の事情を通じて民間資金を使って公的な施設をより良くしていくと、サービスも良くなっていくという双方のニーズが重なったものだというふうに思っております。もちろん、案件が存在すること、それから資金があること、それから制度が整備されていること、こういった環境整備ができていないと空振りになってしまうわけでありまして、この最初の設計で失敗するともう後が続かないということになっていきます。

今日、委員を始め各議員の方々からの質疑がありました。それをしっかりと踏まえて、更に制度設計でより良くなるべきところはしっかりとしていきたいというふうに思っております。

○中西祐介君 以上で終わります。

○谷合正明君 公明党の谷合です。PFIは、公共施設の整備に民間の資金を入れるという手法で、国、地方の財政負担を抑えていくという効果が期待されると。また、民間の創意工夫で顧客目線のサービスが広がるという効果も期待されているわけですが、我が国で一九九九年に導入されて以降でございますが、先ほど来質問にありますが、地方自治体において一体どの程度このPFIの導入が進んでいるのかと、もう少し具体的な、まずその数字の確認をさせていただきたいと思っております。

○政府参考人(澁谷和久君) 平成十一年度から十四年度まで、内閣府が把握しておりますPFI事業の実績、事業件数で四百十八件でございます

が、そのうち地方公共団体が実施した件数が三百十四件、七五％になりますので、そこはそこそこであるわけでございますが、ただ、PFI事業を実施したことのある地方公共団体というのは全国自治体の約一〇％にとどまっております。裏を返せば、九割の自治体がPFI事業を一度もやったことがないということでございます。

こうした状況につきましては、先ほどの質疑にもございましたけれども、やはり専門家の派遣なりアドバイス、助言等を通じてPFI事業を多くの公共団体で活用いただけるような環境整備に努めてまいりたいというふうに思っております。

○谷合正明君 この点については、実はこれ、前回の法改正のときもこの内閣委員会、地方自治体に対しての活用ということで、当時、運輸委員が大臣をされておりましたけれども、地方自治体の取組促進ということで訴えさせていただいたところでございます。取組としては、従来のやり方をしっかりとっていくということだと思っておりますが、小規模自治体等に対してのノウハウあるいは人材、手続の簡素化等、しっかりと進めていただきたいと思っております。

もう一つ、いわゆるメリットの一つとして財政負担を抑えていくということなんです。現実には、これまでどの程度この財政負担というのを抑えることができたのでしょうか。また、今後どの程度抑制する効果があると見込んでいるんでしょうか、お答えいただきたいと思っております。

○政府参考人(澁谷和久君) 私ども内閣府の方で把握しておりますPFI事業の実績といたしましては、平成十一年度から十四年度までの累計で四兆一千九百九十九億円の事業規模でございます。

この中で、先ほどの質疑にもございましたが、私どもバリュー・フォー・マネーというふうな呼んでおりますけれども、PFI事業を実施する方が通常の公共事業でやるよりは経費が削減される、これを私どもはバリュー・フォー・マネーと呼ん

でありますけれども、累計で七千八百二十六億円のバリュー・フォー・マネーが上がったというふうに、いろんな事業の調査を積み上げていきますとそういう形になります。

ただ、これは従来の延べ払い型を中心に実施されておりましたPFI事業の数字でございますまして、本来ならば、公共施設等運営権の活用でありますとか、あるいはその収益施設の収益を活用することで、あるいは利用料金等を活用することで

税財源をなるべく入れないで自己完結的な資金回収というものが、それが実現しますと、その分、財政負担を大幅に減らすことができるわけでございます。今後、そうした幅広いPPP、PFI事業

抜本改革を通じて、財政負担についての大幅な削減を目指してまいりたいというふうに考えております。

○谷合正明君 それでは、今回の法改正で、そのような独立採算型、及び混合型も含めてですが、PFI事業はどれだけ増えると思定しているのかという点についてお答えいただきたいと思

が内外の投資家に対するアピールにもなるというふうな考えておりました。現在、アクシヨンプランの中にそうした具体的な数値目標を盛り込むことを検討してございます。大臣とも御相談いたしまして、近々取りまとめ公表させていただきたいというふうな考えております。

模度というのは、まさにこの法案が成立した後、発起人等で御議論をいただいて、御検討をいた

くというのはもうほぼ無理な規模の金額でございます。先ほど、いわゆる国や地方の財政負担の軽減と

○政府参考人(森谷和久君) 税財源に頼らずに利用料金を含めた様々な手法で費用を回収するPFI事業、これ一定のリスクがありますので、従来のような銀行のデット、融資のみでは賄えないという点がございまして、どうしても今回の法案

機構設立につきまして、機構への国の出資百億円を呼び水として、今後民間金融機関から資金を投入していくわけですが、これがどのぐら

先ほどの御審議にもちよつとあつたような関西空港のような、これはかなり大きな案件で、ちよつとこういう大きなものは除きますと、これ

もちろん政府というのは出すものでありますけれども、その中で議員修正が行われると、それは三

○谷合正明君 最後は、大臣にお伺いいたします。このPFIの意義としては、今後のインフラの更新、維持ということに着目せざるを得ないわけ

法文上は、政府が二分の一以上の株式を保有するということになっておりますので、国の出資金が二十五年度百億円ということでございます

更新、維持ということに着目せざるを得ないわけでありまして。国交省の試算では、二〇三〇年には建設後五十年を超える老朽化した橋、トンネルの

資金を活用する観点から、各種の公共施設についてPFIの一層の活用方策を検討するよう政府に

先ほど申しましたが、そうしたことを政府としてもきちんとコミットメントをして、今後、例えば十年間でこの手の新しいタイプのPFI案件が事業規模としてどのぐらい期待されるかということ

まず、民間会社として機構を設立をしていただきますので、その際の発起人等、どのぐらいの規

比率というのは五〇％と維持管理だけで年間八兆円掛かるということでございます。これは、本

に八兆円というのは、年間これ単純に出してい

方策について検討を行ってまいりたいと思っております。

○谷谷正明君 終わります。

○江口克彦君 みんなの党の江口克彦です。

甘利大臣にお願いをしたいと思います。

今回の改正というのは、国費に頼らず、料金収入によって運営していく独立採算型のPFIを支援するものと認識いたしておりますけれども、国費を投入する官民連携ファンドをつくる意味について、改めてお話、御説明をいただけないでしょうか。

○国務大臣(甘利明君) 結論から言いますと、この今回の法案は、インフラファンド市場を育成をしていくための法案です。でありますから、時限が付いていて、役目を果たして、そういう市場が育ってきたら引いていくことになるわけがあります。

先ほど来議論がなされていますとおり、インフラが耐用年数を迎える、しかも一斉にまとまって迎えてくる時期がこれから来るわけがあります。

従来どおり、その補修や更新あるいは運営等を公費でやっておりまして、これ、今の議論でもありまして、相当な額が予想されると。それを一体全体今の財政状況で賄っていくのかという問題提起等々もこれあり、従来は延べ払い型であって、それによる公費の節減額というのはそう多くはなかったと。しかし、それを、公費割合を減らしていつて、民間資金がそれに取って代われるような、そういう環境整備をしていくということとが必須になってくるわけでありまして、そういう環境整備をしていくために今回の法案でファンド市場を育成していくと、これが非常に重要だと考えたところでございます。

○江口克彦君 機構を設立するというと、当然のことながら、機構の人員費とか維持費等の経費が掛かってくるわけでありまして、その人員費あるいはまた維持費、経費はどれぐらいの額になるのか、予想されているのか。また、その分財政負担が増加するという指摘もあるわけですから、

ども、この点について御見解をお伺いしたいと思います。

○政府参考人(澁谷和久君) お答え申し上げます。

まだ機構は設立されておられませんし、まずは民間の株式会社として、民間の出資者の方、共同出資者の方から会社を設立すると。その中で、人数でありますとか管理費をどうするといったような議論がまずはなされるということで、これは現時点で幾らというとはなかなか明確に申し上げられないわけですが、一般的にこの手のファンドにつきまして、初年度は登録免許税とか若干費用がかさみますが、管理費、人員費、出資額のおおむね数%、その数というののもそんなに高い数字じゃないというのが一般的だというふうに聞いておりまして、この機構も当初はできるだけ人員は最小限にして、専門家を集めて、なるべく専門家のノウハウを活用できるようなものにしていきたいというふうに考えております。

また、機構はそもそも株式会社でございますので、監査役の設置、コーポレートガバナンス体制の構築、国も、さらに予算の認可、指導監督、実績評価といったような、これが法案に盛り込まれておりますので、機構の業務の適正な運営が確保されるというふうに考えております。

先生御指摘のような、御懸念のような事態にならないように適切な指導を行っていきたくと考えております。

○江口克彦君 大いに懸念をします。

どうして、機構をつくるということであれば、アバウトでも具体的な数字が出てこないとおかしいと思うんですね。民間企業でも何か事業を起こすときに、何人ぐらいで取り組む、そして経費はどれぐらい、費用はどれぐらいを掛けて新しい事業をやるかというの、経営者だったらちゃんと頭の中に入れていないといけないし、それを調べるわけですよ。今のお答えだと、数%でしようとか、あるいはまた最小限にしますとかという、具体的な数字をおっしゃらないというのは、これ極めて

官僚的答弁じゃないですか。どうして具体的に、アバウトでも数字をおっしゃらないんですか。

○政府参考人(澁谷和久君) まだ、本来の出資者と、法案ができておりませんのでお話もできていない状況でございますが、例えば他の似たような機構、あるいは諸外国の例なども勘案いたしますと、初年度の発足の時点におきましては十数名から二十名台規模の機構になるのではないかとこのように考えております。

○江口克彦君 十数名からということ、それだったら最初からそういうお答えをされるべきだと私は思います。経営ということが全くお分かりになっておられないということを、経営をやってきた私からすると、もう本当に無残なお答えだというふうに思います。

それからもう一つ、PFI事業においてこれまでの破綻事例というのは何件かある、これは今までの御質問があったかと思いますが、もう一度、これまでの破綻事例とその原因ですね、それからまた、それによる影響についてお伺いしたい、また、破綻した場合にその責任が、どこがどのように取るのかといういわゆる責任の明確化について、併せて甘利大臣にお話をいただきたいと思っております。

○国務大臣(甘利明君) これまで全国で四百十八件のPFI事業が行われてきております。その中で、先ほども若干紹介をしましたけれども、当初のPFI事業者による事業の継続が困難となったケースが四件でございます。具体的には、先ほどちよっと触れました福岡市の運動施設、何か片仮名の名前が付いていましたよね、それから高知市の病院、それから北九州市の港湾施設、それから名古屋市の観光施設であります。福岡市では新たな主体が、そして高知市では病院企業団体がそれぞれ事業を引き継ぎまして、また北九州市の事例でありますけれども、港湾管理者である市が施設を買収することで事業を継続いたしました。名古屋市の観光施設の場合は事業が終了したというふうに聞いております。いずれの場合も市当局等が

市議会等に経緯を説明しておりますので、市民生活等には大きな混乱はなかったものと承知をしておりますが、今後、こうした事例の教訓も踏まえて、事業のリスク管理に関する事前の検討を十分に行うこと、行政による適切なモニタリングを行うこと等を通じて関係者に徹底していききたいというふうに思っております。

責任について御質問がありました。もし仮に投資に失敗をして機構が多額の損失を被った場合、経営陣は経営責任を問われるということになります。国としても、機構の支援決定に当たっては、内閣総理大臣による支援基準に基づいて、そして内閣総理大臣の認可を受けた支援委員会が専門的な知識に基づいて個別の投資判断を行うとともに、実際の支援に関して内閣総理大臣及び公共施設等を所管する大臣が意見陳述を行うなど、機構の経営に対して適切な関与を行っていくということをご予定しております。これによりまして、できる限り国費の毀損等が生ずることがないように努めてまいりたいと思っております。

○江口克彦君 PFIについては私も長い間これと考えてきておりますけれども、わざわざPFIというよりも、もっと民を活用するというか、誘引的なそういう意味合いはあると思っておりますけれども、要するに、民を活性化するという方向でいろいろ施策を考えたい方が機構をつくって税金を投入するというのはやり方よりも、もっと知恵を絞った方がいいのではないだろうか。後の質問にまた関連してきますけれどもね。

ここでちよっと甘利大臣にお伺いしたいと思っておりますけれども、今日の日本経済の状況をどのように認識しておられるのか。順調な回復にあるというふうにお考えなのか、あるいはまた経済財政運営を預かる大臣としてどのようにお考えなのか、お話をさせていただきたいと思っております。

○国務大臣(甘利明君) 回復の過程にあるというふうには認識をいたしております。直近のGDPの報告、GDP統計によりまして、一・一三三期の実質GDP、前期比でいうとプラスの三・五%に回

復をしてきました。この基調が次の四半期にも続いていくことを期待しておりますし、そうなるために今我々がやっていることは、まず、第二弾の財政出動、これが実際に隔々まで行き渡っていくように進捗管理をしているところでありまして、六月の末には補正予算発注分の民間契約にまでわたるところを九〇％以上、一〇〇％近くにしていくための進捗管理をしているところでもあります。もちろん、それと併せて、民間の資金が投入されていくという成長戦略にしっかりとそれがつながっていくかなければならないところでありまして、その成長戦略は六月半ばを目途に取りまとめるという作業工程に今入っているところでもあります。

○江口克彦君 その成長戦略についてお尋ねします、甘利大臣。

アベノミクスの失速を警戒する声も始めている状況でありまして、三本目の矢である成長戦略の具体化が急がれているという状況にあると思います。その取りまとめが近いというふうに聞いておりますけれども、その進捗状況とそれから見通しについて、お話しできる範囲で結構ですからお話しただけでいいでしょうか。

○国務大臣 甘利明君 総理からは、サミットに行くところまでに取りまとめたいという指示をいただいております。でありますから、来月の中旬を目途に今取りまとめ作業に入っているところでもあります。

アベノミクスは、第一弾が金融政策で第二弾が機動的な財政政策、そして今第三弾、成長戦略であります。成長戦略は幾つかのパートから成っております。大まかに言いますと、まず産業の基盤強化であります。そして二つ目は、社会課題をばねにして、それを新しいフロンティアにしていこうということでもあります。三つ目が国際展開なんですけれども、その二点目の社会課題をばねにして新しい成長分野に据えるというのは、日本が抱えている課題、それは課題として見るとマイナスイネン要因であります。しかし、そのマイナスイネン要因を逆

手に取ってその解決策を見出すことができれば、その課題というのは、日本が直面している課題は世界で一番最初に日本が直面しているものであつて、これはやがて欧米や中国でも同じ課題と直面する、そのときにその解決の道筋を日本が持つていければそれは輸出戦略にもつながっていくという、そういう戦略であります。

もっと詳しく言った方がいいですか。

○江口克彦君 お願いします。

○国務大臣 甘利明君 今直面している課題というのは、例えば少子高齢化です。この問題は何か問題かといえますと、平均寿命と健康寿命の間が乖離が始まっているということです。それはどういうことかといふと、寝たきり状態とか入院のまゝの状態、そういう状態で長寿社会が構成されてしまっている。やるべきは、平均寿命と健康寿命をどんどん近づけていくという作業です。ですから、健康寿命の延伸ですね。そのためにどういう研究開発が必要だ、技術開発が必要だ、それをしていくためにどういう規制緩和が必要だということをとらえていく。つまり、まともに考えないとマイナスイネン要因になるのをプラスに変えていくということなんです。

さつきから、このPFIのインフラもそうです。ね、このままとも高度成長期のインフラが更新時期を迎えてくる、お金はない、インフラは危ない、全部マイナスイネン要因です。でも、そのマイナスイネン要因を新しく変えていくというのは民間の資金を使つて対応できないか、こういう手法がうまくできると、それが同じく欧米やよその国でも同じような課題を迎えてくる、そのソリューションを提示できるという、そういう手法でございませう。

海外展開につきましては、TPPやRCEPあるいはFTAAP、そしてトップセールスを通じて日本の良さを海外に展開をしていく、あるいは海外から日本にいろいろなエネルギーを、活力を呼び込むという戦略であります。

○江口克彦君 成長戦略というのはもう規制緩和

に尽きると、徹底した規制緩和に尽きるといふように私は認識しておりますので、大いに期待をいたしておりますので、是非その方向で努力をしていただきたい。

最後に、甘利大臣に御質問しますけれども、二五年度末に国、地方の長期債務残高というのは、これは財務省の「我が国の財政事情」の数字ですけれども、九百七十七兆円に達する見込みとあります。一方、これは日銀の資金循環統計表からですけれども、家計の純金融資産は約千二百兆円である。よく千五百兆円、千五百兆円と言われているけれども、三百兆円負債がありますからね、差引きすると、国民の資産は千二百兆円というふうに理解をすべき。国内での財政ファイナンスの余裕を示すと、考えられる両者の差額は、ですから二百兆円になるわけですね。

言ってみれば、日本の国債というのは、結局国民が貯金している、お金持っている、それが何千兆円ある、それよりも範囲が、その以内で国債が発行されているからということで日本は信用されているわけですから、この今の予算の組み方の調子でいきますと、言ってみれば……

○委員長(相原久美子君) 時間が来ておりますので、端的にお願いいたします。

○江口克彦君 はい。あと五年で家計純金融資産を超えるわけですね。そうなつたときに、海外からの信用というか、そういうようなものが飛んでしまうわけですね。そうすると、借金というか国債は発行できなくなつてしまふということ、それに對しても今からいろいろ対策を考えておられるんでしょうか、あれば教えてください。

○国務大臣 甘利明君 今もすき間があつて、そのすき間が何も利用されていないわけじゃなくて、民間の資産というのはいろんなところに利用されているわけですね。もちろん政府も使うし、企業も使うし、それから海外でもあるわけですね。もちろん、国内資金の余裕度ということがタイトになつてくるというんな心配事が出てくる。これに対する解答策は、政府がきちんと財政再建の

目標を示して国債の信用度を落とさないということに尽きるといふふうに思っております。

アベノミクスは財政再建とそれから経済成長を両立させる道を探っていくということ、しっかりと取り組んでいきたいと思っております。

○江口克彦君 また、続きはまた次回。これで終わります。

ありがとうございました。

○委員長(相原久美子君) 他に御発言もないようです。御報告いたします。

本日、伊達忠一君、岡崎トミ子君及び藤本祐司君が委員を辞任され、その補欠として青木一彦君、江田五月君及び池口修次君が選任されました。

○委員長(相原久美子君) これより討論に入ります。別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(相原久美子君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、芝君から発言を求められておりますので、これを許します。芝博一君。

○芝博一君 私は、ただいま可決されました民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案に対し、民主党・新緑風会、自由民主党及び公明党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一、上下水道、有料道路、空港等へのコンセッション方式によるPFIの具体的な事例を実現するため、必要な措置を検討すること。

二、地方公共団体がPFI方式を選ぶインセンティブを付与するような、財政、税制を含めた制度上の工夫を、平成二十六年度から実施することが可能となるよう検討すること。

三、株式会社民間資金等活用事業推進機構に蓄積されたノウハウなど独立採算型のPFI事業の推進に資する情報を積極的に公表するなど、民間インフラファンドの設立が促進されるような環境整備に努めること。

四、PFI法施行から、十年以上経過していることに鑑み、この間のPFI事業の実施状況を検証・評価し、国会に報告すること。その際、PFI推進委員会を積極的に活用すること。

右決議する。

以上でございませう。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(相原久美子君) ただいま君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(相原久美子君) 多数と認めます。よって、芝君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、甘利国務大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。甘利国務大臣。

○国務大臣(甘利明君) ただいま御決議のありました事項につきましては、その御趣旨を十分に尊重してまいりたいと存じます。

○委員長(相原久美子君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願います。

いと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(相原久美子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時二分散会

平成二十五年六月十日印刷

平成二十五年六月十一日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

A